

平成 28 年 8 月 26 日

南砺市長 田中 幹夫 様

社会福祉法人富山県聴覚障害者協会
理事長 石倉 義則



意思疎通支援事業に関する要望

日頃より、聴覚障害者福祉向上にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、聴覚障害者の基本的なニーズは、情報アクセスとコミュニケーションのバリアフリーにあります。ろう者の場合は言語としての手話が自由に使える環境づくりと手話通訳の制度的保障であり、難聴者・中途失聴者の場合は要約筆記の制度的保障です。それは住民とともに生活する上での必須条件であり、「権利保障の基盤」というべきものです。私たちは、これを理念として、手話の言語としての位置付けと、「自己選択・自己決定」の基盤整備としての手話通訳・要約筆記制度の発展をめざし取り組んでいるところです。

つきましては、意思疎通支援事業における手話通訳者、要約筆記者の派遣について、謝礼単価の改定と事業要綱の見直しについて、県障害福祉課と協議しているところですが、県内の聴覚障害者がいつでもどこでも必要なときに、同じ条件で、コミュニケーションが保障されるよう、次の事項について要望します。

記

1. H28-049-001 福祉課 障害福祉係

手話通訳者、要約筆記者の謝礼について、県内全ての意思疎通支援事業について、一時間あたり 1,200 円、交通費は実費としています。全国的に低い謝礼額であり、かつ長年据え置かれていることもあり、現在、県障害福祉課では、富山県コミュニケーション支援広域派遣事業における謝礼単価アップへ検討して頂いております。県の謝礼単価の改定が決まり次第、平成 29 年度から、同額の謝礼単価に改定して頂き、必要な予算を確保して頂けますよう、お願いします。



2. H28-049-002 福祉課 障害福祉係

手話通訳者、要約筆記者の派遣事業要綱について、厚生労働省が平成 25 年 3 月 27 日付障企自発 0327 第 1 号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知の「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」、別紙 2 「都道府県意思疎通支援事業実施要綱」及び別添「区市町村意思疎通支援事業実施要綱の解釈等について」をもとに、事業実施要綱を改定して下さい。

特に、派遣の内容等について「聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする」ことを原則とし、できるだけ制限は設けないことについて検討をお願いします。

〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業実施要綱

平成〇〇年〇月〇日

〇〇区市町村長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4（2）アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容等）

第2条 前条の目的を達成するため、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- （1）意思疎通支援者の登録に関する業務
- （2）意思疎通支援者（第6条第3項の規定により〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
- （3）意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
- （4）前2号及び3号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- （5）意思疎通支援事業が円滑に行われるよう運営委員会の開催
- （6）前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は〇〇市（区市町村）とする。

（市町村の責務）

第4条 市（区市町村）長はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

（事業の委託及び監督等）

第5条 市町村長は、第2条に規定する業務を市町村長が適当と認めた法人（以下「受

- 託者」という。)に全部又は一部を委託することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
 - 3 受託者は、前項の規定による市町村長の監督を受け、市町村長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第6条 ○○市(区市町村)意思疎通支援者としての登録を希望する者は、○○市(区市町村)意思疎通支援者登録申請書(様式例第1号)に、手話通訳者については次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者については次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、市(区市町村)長に申請するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)に基づく手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格者
 - (2) ○○県(都道府県)手話通訳者登録試験の合格者
 - (3) 前2号で規定するものと同等と認められる者
 - (4) ○○県(都道府県)要約筆記者登録試験の合格者
 - (5) 前号で規定するものと同等と認められる者
- 2 市(区市町村)長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○市(区市町村)意思疎通支援者登録決定(却下)通知書(様式例第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市(区市町村)長は、前項の規定により○○市(区市町村)意思疎通支援者として決定したときは、○○市(区市町村)意思疎通支援者登録台帳(様式例第3号)に登録するものとする。

(意思疎通支援者証)

第7条 市(区市町村)長は、意思疎通支援者に○○市(区市町村)意思疎通支援者証(様式例第4号。以下「意思疎通支援者証」という。)を交付するものとする。ただし、○○県(都道府県)意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。

- 2 意思疎通支援者証の有効期間は、○年とする。
- 3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務(以下「意思疎通支援業務」という。)を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに○○市(区市町村)意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(様式例第5号)を、市(区市

町村) 長に提出しなければならない。

- 5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに〇〇市(区市町村) 意思疎通支援者登録事項変更届(様式例第6号)を、市(区市町村) 長に提出しなければならない。
- 6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市(区市町村) 長に返還しなければならない。

(意思疎通支援者の責務)

- 第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
 - (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。
- 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(派遣の対象者等)

- 第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、〇〇市(区市町村) 内に居住する聴覚障害者等とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市(区市町村) 長は、他の市(区市町村) 長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市(区市町村) の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、市(区市町村) 長は、〇〇市(区市町村) 内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする〇〇市(区市町村) 外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

(派遣の内容等)

- 第10条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。
- (1) 市(区市町村) 長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
 - (2) 市(区市町村) 長が、公共の福祉に反すると認める内容

(派遣の区域及び時間)

- 第11条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、〇〇県(都道府県) 内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市(区市町村) 長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を〇〇県(都道府県) 外に派遣することができるものとする。ただし、市(区市町村) 長は、当該派遣先が遠隔地等の

理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

- 3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前〇〇時から午後〇〇時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

(派遣の申請)

第 12 条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 9 条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等
- (2) 聴覚障害者等で構成する団体
- (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体
- (4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認めるもの

- 2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の〇日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書（様式例第 7 号。以下「派遣申請書」という。）により、市（区市町村）長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の決定)

第 13 条 市（区市町村）長は、前条第 2 項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式例第 8 号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市（区市町村）長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、〇〇市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書（様式例第 9 号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第 14 条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第 15 条 市（区市町村）長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎

通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第 16 条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（様式例第 10 号。以下「業務報告書」という。）を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

(派遣の報酬等)

第 17 条 市（区市町村）長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、第 11 条第 2 項ただし書の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

(意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第 18 条 市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第 19 条 市（区市町村）長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

(運営委員会)

第 20 条 市（区市町村）長は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等
- (2) 意思疎通支援者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認める者

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市（区市町村）長が別に定める。

附則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

別表（第17条関係）			
項 目	基 準		金 額
報 酬	申請者との待合わせ 時間から終了時間ま でを基準時間とする。 別途打合せを行った 場合はその時間を加 算する。また、報告書 作成に要した時間を 加算する	1時間まで	〇〇円
		1時間を超えた場合、 30分毎	〇〇円
手 当	手話通訳業務又は要 約筆記業務の時間が 午後〇時から翌日の 午前〇時までの間の 場合、次のとおり割増 手当を支給する。	手話通訳業務又は要 約筆記業務の時間が 午後10時から翌日 の午前5時までの間 に勤務した場合	報酬総額に100分の〇〇 を乗じた額
		上記以外の時間帯 【参考】労働基準法第 37条（時間外、休日 及び深夜の割増賃金）	報酬総額に100分の〇〇 を乗じた額
	遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約 筆記業務の実施場所までの移動時間が〇時間 を超える場合）		〇時間につき〇〇円
交 通 費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実 施場所までの往復に要した経費		実費（公共交通機関を利用し た場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、 1kmにつき〇〇円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められ た場合		タクシー料金